令和8年度

入園のご案内



1. 保育園とは

保育所は、保護者が仕事や病気などの理由によって、家庭において保育することができない就学前の児童を対象に、保護者にかわり保育することを目的とした児童福祉施設です。

2. 施設の概要

定 員:90人

所在地:東筑摩郡麻績村麻1252 電話番号:0263-67-2143 受入年齢:生後8か月から就学まで

開園時間: (平日)午前7時30分から午後6時30分まで

(土曜) 午前8時30分から午後4時30分まで

3. 入園できる要件(保育を必要とする理由)

保育園を利用する場合、保護者それぞれが次の事由のいずれかに該当する必要があります

主な入園要件(保育を必要とする理由)			
〇家庭外労働	保護者が居宅外で1ヶ月48時間以上の就労。		
〇家庭内労働	保護者が児童と離れ家事以外の仕事を1ヶ月48時間以上の就労。		
〇妊娠•出産	母親が妊娠中、あるいは出産後間もない。		
○保護者の 疾病・障害	保護者が病気やけがをしている。あるいは障害がある。		
○介護・看護	同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看		
	護している。		
〇災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。		
〇就学、技術習得	日中、就学又は職業訓練のため、保育することができない場合。		
〇求職活動	日中、求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている。		
○その他	上記に類する状態として村が認める場合。		

4. 保育必要量

保育園を利用できる時間のことです。

下記のとおり2種類あり、「保育を必要とする事由」等によって決まります。 ※ただし、延長保育申請すると料金を払い時間を超えて利用することができます。

① 保育標準時間 : 1日最大11時間(7時30分~18時30分)の利用が可能

保護者が月120時間以上 就労をしている場合等

② 保育短時間 : 1日最大 8時間(8時30分~16時30分)の利用

・保護者が月48時間以上 就労をしている場合等

※提出された申請書を審査し、保育時間が決定します。

5. 保育時間及び休園日について

○保育時間

(1) 月曜日~金曜日

標準時間保育 7:30~18:30

7:30 18:30

11時間

• 短時間保育 8:30~16:30

7:30 8:30 16:30 18:30

朝延長 8時間 夕方延長

(2) 土曜日 8:30~16:30

8:30 16:30

8時間

※ 土曜日は原則ご家庭での保育をお願いしています。利用には事前に申込が必要です。

〇休園日 日曜日・祝祭日・及び 12月 29日~1月3日 村長が必要と認めた日

6. 入所年齢について

保育園への入園(クラス)年齢は、令和8年4月1日時点の年齢となります。したがって、誕生日が過ぎて年齢が上がっても1年間はそのままです。

クラス	生年月日	就学年度
5歳児(ひまわり組)	令和2年4月2日~令和3年4月1日	令和 9年度
4歳児(すずらん組)	令和3年4月2日~令和4年4月1日	令和10年度
3歳児(チューリップ組)	令和4年4月2日~令和5年4月1日	令和11年度
2歳児(たんぽぽ組)	令和5年4月2日~令和6年4月1日	令和12年度
1歳児(ひよこ組)	令和6年4月2日~令和7年4月1日	令和13年度
〇歳児(ひよこ組)	令和7年4月2日~令和8年4月1日	令和14年度

7. 保育の実施期間

保育の実施を希望する期間として、保育することが出来ないと見込まれる期間を、小学校就学までの範囲内でご記入ください。

また、入園後に翌年度の継続入所を希望する場合は、毎年、必ず現況届を提出してください。 ※現況届提出案内の通知は毎年1月から2月ごろになります。

8. 保育料について

• 3歳以上児は無料です。 また、未満児の保育料に関して低所得世帯、多子世帯への軽減措置(3)があります。

(1)保育料の算定方法について(※0歳児から2歳児の保育料)

・保育料は、保護者(父・母)の市町村民税所得割課税額の合計額、保育必要量(保育標準時間・短時間)、きょうだい区分(1~3人目以降)などによって算定します。

また、次のとおり、時期によって保育料の算定基礎とする市町村民税の年度が異なります

期間	保育料算定の基礎
令和8年4月から 令和9年3月まで	令和7年度市町村民税(令和6年中の所得)
令和8年9月から 令和9年3月まで	令和8年度市町村民税(令和7年中の所得)

[※]保育料は月額です。保育料の日割りは行いません。

- 村民税額の増減による保育料の改定は9月分から行います。
- 海外赴任等で国内にいなかったために非課税になった場合は、所得を推定できる資料等から課税相当額を推計し、保育料を算定します。

(2)納付方法

保育料は口座振替となります。

当月分を当月末日に引き落とします。毎月の残高の確認をお願いします。

(3) 保育料軽減制度

麻績村の保育料負担軽減事業

· 第1子半額

長野県保育料軽減事業

《多子世帯》 市町村民税 57,700 円以上世帯

- ・ 第3子 無償
- ・ 第2子 半額

《低所得世帯》 市町村民税 57,700 円未満世帯

- ・ 第2子 無償
- ・ 第1子 半額

(4)保育料徴収基準表

○麻績村教育・保育に関する利用者負担額を定める条例第2条関係による規則別表

(単位:円)

			(十四・1)/	
	麻績村徴収金基準額表(1号認定)			
各月	目初日の入所児童の	徴収金基準額		
階層区分	定義		教育標準時間	
1	生活保護世帯		0	
2	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課 税世帯含む)		0	
3	市町村民税	77,100 円以下	0	
4	所得割課税額	211,200 円以下	0	
5		211,200 円以上	0	

(単位:円)

(羊位:13)					
麻績村徴収金基準額表(2号·3号認定)					
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			徴収金基準額		
宁 姜					以上児 認定)
	定 我	保育 短 時間	保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間
	生活保護世帯等	0	0	0	0
1	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
村民税均等割りのみ		10,300	18,700	0	0
村足	所得割 48,600 円未満	11,100	19,500	0	0
税	64,600 円未満	20,400	28,800	0	0
所得	80,600 円未満	21,000	29,400	0	0
割	97,000 円未満	21,600	30,000	0	0
	121,000 円未満	32,200	40,600	0	0
世	145,000 円未満	34,500	42,900	0	0
带	169,000 円未満	36,100	44,500	0	0
	301,000 円未満	38,200	46,600	0	0
	397,000 円未満	38,900	47,300	0	0
	397,000円以上	39,600	48,000	0	0
	村民税所得割課税	定 義 生活保護世帯等 市町村民税非課税世帯 村民税均等割りのみ 村民税均等割りのみ 村民税均等割りのみ 「所得割 48,600 円未満 64,600 円未満 80,600 円未満 97,000 円未満 121,000 円未満 145,000 円未満 145,000 円未満 301,000 円未満 397,000 円未満	次の入所児童の属する世帯の階層区分 定義	放収金 大田	つ入所児童の属する世帯の階層区分 徴収金基準額

備考

1 次表の区分欄に掲げる児童が保育所に入所している場合には、第 7 条の規定にかかわらず、徴収金額欄により計算して得た額をその児童の徴収金の額とし、10 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

区分	徴収金額	
ア 児童の属する世帯の全ての子においての第 1子	徴収金基準額表に定める額×0.5	
イ 児童の属する世帯の全ての子においての第 2子	徴収金基準額表に定める額×0.5	
ウ 児童の属する世帯の全ての子において上記 以外の児童	0円	

2 児童の属する世帯が 2 号認定と認定された場合、副食費を免除する。

9. 給食費について

令和4年度から麻績村の給食費軽減支援事業として、副食費が無料となりました。

10. 申込み時に必要な書類について

□ 保育の利用を必要とする証明書

(1) 保育所の入所申込みにあたっては、以下の書類の提出が必要です。

□ 保育所教育・保育給付認定申請書 兼 入所申込書

□ 該当の要件によっては、その要件となる事項が分かるもの、または証明書等			
入園できる要件	添付書類等		
家庭外労働	就労証明書		
父母が昼間家庭外で仕事を	○事業主		
している	○給与所得者・パートタイム		
	○育児休業が終了して復職		
家庭内労働	就労証明書		
父母が昼間家庭で家事以外 の仕事をしている	就労申告・証明書(自営・内職・農業等従事者用)		
※月48時間以上の就労			
妊娠•出産	母子健康手帳(写)		
産前3か月、産後6ヶ月	〇出産予定日のわかるもの		
保護者の病気・負傷等病人等の 看護	<u>病 気</u>		
	○診断書		
同居の家族に看護が必要な 病人がいる	医師の診断書または証明書		
	障害者		
	○診断書		
	身体障害者手帳、療育手帳。精神保健福祉手帳また は介護認定結果通知書の写し		

災害復旧	罹患証明書等
就学(職業訓練校等を含む)	学生 〇学生証(在学証明書)の写し及びカリキュラム等受 講状況のわかるもの
求職活動(起業準備を含む)	申立書
その他	〇内容によりますので、ご相談ください。

(2) 市町村民税の課税状況確認書類

令和8年1月1日時点で**麻績村以外**に住民登録のある場合は、その市町村で課税されるので、「市町村民税課税証明書」を**保護者全員分**提出してください。

なお、令和8年1月1日時点で**麻績村に住民登録している場合**は、不要です。

11. 申込書等提出と入園までの流れ

⑥ 入園式

1	入園説明会	10月31日(金) 10:00~ 入所申込に必要な書類を受け取ります	
2	必要書類の提出	期間11月4日(火)~11月28日(金) 土日祝日を除く提出場所麻績保育園提出書類6頁のとおり	
3	入所基準認定審査	12月~1月	
4	支給認定 保育利用決定	1月中旬発送(口座振替依頼書を同封)	
⑤	一日入園	2月4日(水)詳細は別途通知 保育園での生活、持ち物等についてご説明します ※この日に、口座振替依頼書を提出します。	

4月初旬

12. その他保育事業

(1) 延長保育

保護者就労時間等の事情により保育の延長が必要な場合や、緊急で利用したい場合等、時間を延長して保育を実施しています。

利用する場合は、通常の利用料金の他に延長料金が必要です。(幼児教育・保育の無償化の対象外です。)

(2) 一時的保育

村内に居住する1歳以上の就学前児童であり、未就園児を対象としています。(有料)時間:8時30分~16時30分 (月曜日~金曜日)

(3) 親子体験保育

生後1歳から就学前の乳幼児と保護者を対象に、同年齢のクラスに入り一緒に遊びます。 時間:8時30分~12時30分まで 給食費は有料です。

13. お願い

入所申込み後または入所後に下記の状況が変わった場合には、必ず保育園へ連絡してください。

- 〇住所が変わったとき(村内に転居または村外へ転出されるとき)
- ○家庭の状況に変更があったとき (離婚・再婚など)
- 〇保護者が転職・退職・就職されたとき
- 〇下の子の出産後、育児休業を取得されるとき



園生活 一日の流れ

時間	0・1・2歳児の主な活動	3歳以上児の主な活動	
7:30~8:30	・朝の長時間保育		
	登録してあるお子さんと緊急申し込みのお子さん対応		
8:30~9:00	·登園		
	元気よく朝のあいさつをしま	きす。9時までには登園しましょう	
	朝の視診を受けます		
	・あそび		
	好きなあそびを楽しみます		
9:30	・午前のおやつ	・クラス朝会	
	・園庭あそび	・運動あそび・園庭あそび	
	·散歩 等	・散歩・集団あそび	
	(in the second	・園全体の活動	
		・異年齢活動 等	
11:10	 ・ ・ ・ ・	·昼食準備 11:15~	
11110	·昼食	· 昼食	
		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
12:30	 ・絵本読み聞かせ		
12:40	·お昼寝	·絵本読み聞かせ <u></u>	
		・お昼寝	
14:30		・目覚め	
15:00	・目覚め	・おやつ	
	・おやつ	351 2	
15:45	・降園準備		
	・好きなあそびを楽しむ		
16:10~16:30	・絵本読み聞かせ		
	・降園		
16:30~18:30	・夕方の長時間保育		
	登録してあるお子さんと緊急申し込みのお子さん対応		

※お昼寝実施期間 :0歳児~4歳児クラスは、通年実施します。

5歳児クラスは、11月下旬頃まで実施します。